

株主各位

北海道札幌市白石区本郷通一丁目北1番15号  
**株式会社 進学会**  
代表取締役会長 平井 睦雄

## 第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |       |   |       |
|---------|-------|---|-------|
| 1. 日    | 時     | 平成29年6月28日（水曜日）   | 午前10時 |
| 2. 場    | 所     | 北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地<br>北洋大通センター 18階ホール   |       |
| 3. 目的事項 |       |   |       |
| 報告事項    | 1.    | 第42期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |       |
|         | 2.    | 第42期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件                                      |       |
| 決議事項    | 第1号議案 | 剰余金の配当の件  |       |
|         | 第2号議案 | 新設分割計画承認の件  |       |
|         | 第3号議案 | 定款一部変更の件  |       |
|         | 第4号議案 | 取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）選任の件  |       |
|         | 第5号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件  |       |

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shingakukai.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

平成28年 4月1日から  
平成29年 3月31日まで

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済と国際情勢の不確実性による下振れリスクをはらみながらも、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調を維持しました。

当学習塾業界におきましては、少子化傾向に対応するため各社ともエリア拡大や集客力のあるメニュー開発を行い、経営体質の強化や業容拡大、シナジー効果を期待した業務提携や資本提携の動きが見られ、業界再編が進行しております。また進学校への受験意欲は高く、進学塾に対するニーズは依然強いものがあります。

このような状況のもと、当社グループは引き続き積極的な会場新設による市場の拡大と、積極的な資金運用及び賃貸収益物件の取得等により、収益増加を図ってまいりました。その結果、当連結会計期間の売上高は6,122百万円（前年同期比12.7%増）、営業利益は95百万円（前年同期比62.7%減）、経常利益につきましては670百万円（前年同期比104.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前連結会計年度に計上した投資有価証券売却益による特別利益がなくなったことから、305百万円（前年同期比93.5%減）となりました。

事業のセグメント別の概況は次の通りであります。

#### <学習塾関連事業>

当連結会計期間におきましては、積極的な会場のスクラップ&ビルドを進め、平成28年7月に盛岡市、春日井市、山口市、9月に越谷市、12月に浦和市、岡崎市、平成29年3月に熊谷市、前橋市、一宮市にそれぞれ新規に本部を開設しました。この結果、平成29年3月末時点では本部数は78本部、会場数は447会場となりました。また株式会社浜学園との合弁会社である「浜進学会」は名古屋市内において引き続き3教室の運営を行っています。

個別指導部門の(株)プロGRESSは、本州地区での拡大等により、売上高は256百万円（前年同期比13.7%増）となりました。

この結果、塾関連事業の当連結会計期間の売上高は4,450百万円（前年同期比0.0%減）、セグメント利益は377百万円（前年同期比20.3%減）となりました。

#### <スポーツ事業>

札幌市内3ヶ所に施設を構えるスポーツクラブZipは、施設やトレーニングマシンのリニューアルと30周年キャンペーンが奏功し、売上高は631百万円（前年同期比3.8%増）となり、セグメント利益は89百万円（前年同期比125.9%増）となりました。

#### <賃貸事業>

賃貸収益物件や学習塾部門の教室の管理・清掃に関わる賃貸事業は、賃貸用収益物件の増加により、売上高は251百万円（前年同期比46.6%増）、セグメント利益は100百万円（前年同期比4.2%減）となりました。

#### <資金運用事業>

投資運用会社として平成28年7月に設立した(株)進学会総研による売上高は460百万円、セグメント利益は保有する有価証券等の評価損の計上により89百万円の損失となりました。

#### <その他事業>

本セグメントは、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教材の印刷や備品・消耗品の仕入販売等を含んでおります。当連結会計期間においては、前期の連結子会社の決算期変更により、売上高は327百万円（前年同期比62.0%増）、セグメント利益は46百万円（前年同期比153.3%増）となりました。

※セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

#### 企業集団の部門別売上高の状況

部 門 名	売上高（百万円）	比率（%）
学 習 塾 部 門	4,450	72.7%
スポーツ事業部門	631	10.3%
貸 貸 事 業 部 門	251	4.1%
資 金 運 用 事 業	460	7.5%
そ の 他	327	5.4%
合 計	6,122	100.0%

#### 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は3,906百万円で、主なものは、賃貸事業用収益物件の土地、建物の取得、教室用建物の造作及びOA機器の購入であります。これらの設備投資資金は全額自己資金をもって充当致しました。

なお、資金調達面では特に記載すべき事項はございません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期
	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日
売 上 高 (百万円)	6,156	5,669	5,433	6,122
経常利益 (百万円)	1,008	1,175	327	670
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	604	705	4,674	305
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	30.23	35.29	233.98	15.28
総 資 産 (百万円)	24,895	25,898	29,304	29,644
純 資 産 (百万円)	23,316	23,858	27,761	27,767
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,166.98	1,194.11	1,389.48	1,389.78

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期
	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日
売 上 高 (百万円)	5,599	5,147	5,009	5,055
経常利益 (百万円)	515	677	394	638
当期純利益 (百万円)	142	458	6,035	221
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	7.15	22.95	302.10	11.10
総 資 産 (百万円)	23,460	24,080	29,023	29,095
純 資 産 (百万円)	22,019	22,321	27,471	27,368
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,102.08	1,117.16	1,374.93	1,369.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。  
なお、自己株式を純資産の控除項目としており、1株当たり当期純利益及び、1株当たり純資産の各数値は、発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 第40期より、持分法適用関連会社において、会計方針を変更したため、第39期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しています。なお、第38期以前に係る累積的影響額については、第39期の期首の純資産額に反映させています。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)等を適用し、前連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ノースパレス	100 百万円	100.0%	賃貸物件管理
株式会社ホクシンエンタープライズ	100 百万円	100.0%	ソフトウェア開発・物販・印刷事業
株式会社プログレス	100 百万円	100.0%	個別指導
株式会社進学会総研	100 百万円	100.0%	資金運用

(4) 対処すべき課題

当業界は、少子高齢化の厳しい環境にあり、業界再編の動きも進行しているため、それらに対応できる施策が必要となってきました。また、学制や入試制度の改革並びに学習指導要領の改訂等、教育に関する情勢の変化に対応できるサービスの開発及び質の向上が今後ますます求められてくるものと認識しております。

これらのことから当社グループでは、受験意欲の高い地域における新規エリアの開拓と年間 100 会場の積極的な会場新設、並びに合格実績を高めるための「講師指導力のレベルアップ」及び「教材の質の向上」を推進し、顧客満足度の更なる向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成 29 年 3 月 31 日現在）

事業区分	事業内容
学習塾事業	北大学力増進会、東北大進学会、東大進学会、進学会、名大進学会、京大進学会、九大進学会 個別指導（㈱プログレス） 学校向けコンピュータ学習用ソフトの作成
スポーツ事業	スポーツクラブ Zip
賃貸事業	マンション賃貸事業及び賃貸物件管理業（㈱ノースパレス）
資金運用事業	有価証券等の投資及び管理（㈱進学会総研）
その他事業	ソフトウェア開発・物販・印刷事業（㈱ホクシンエンタープライズ）

(6) 主要な事業所

当 社 本 社 北海道札幌市白石区

学 習 塾 本部事務所 (北海道地区) 札幌東本部、札幌西本部、札幌南本部、札幌北本部、江別本部、千歳本部、小樽本部、岩見沢本部、旭川本部、滝川本部、帯広本部、函館本部、室蘭本部、苫小牧本部、釧路本部、北見本部、網走本部

(東 北 地 区) 仙台北部、青森本部、三沢本部、八戸本部、秋田本部、盛岡本部、山形本部、山形北本部、鶴岡本部、酒田本部、米沢本部、福島本部、いわき本部、会津若松本部

(関 東 地 区) 水戸本部、宇都宮本部、日立本部、土浦本部、つくば本部、牛久本部、取手本部、守谷本部、柏本部、流山本部、野田本部、新松戸本部、船橋本部、千葉西本部、津田沼本部、八千代本部、高崎本部、前橋本部、埼玉東本部、浦和本部、熊谷本部

(信 州 地 区) 長野本部、松本本部、飯田本部、岡谷本部

(東 海 地 区) 静岡本部、富士本部、名古屋本部、岡崎本部、春日井本部、一宮本部、四日市本部、津本部、鈴鹿本部、伊勢本部、桑名本部、松阪本部、名張本部

(北 陸 地 区) 富山本部、福井本部

(中 国 地 区) 松江本部、出雲本部、鳥取本部、米子本部、周南本部、山口本部

(九 州 地 区) 長崎本部

ｽﾎﾟｰｯｸﾗﾌﾞ Zip 麻生、Zip 平岸、Zip 琴似 (以上札幌市)

物販・印刷 (株)ホクシンエンタープライズ (札幌市)

賃貸物件 ノースパレス白石、ノースパレス麻生、ノースパレス元町、センチュリースペース中央 411、クラッセひばりが丘、クラッセ大通東、クラッセ<sup>ほくだい</sup>北大通り、クラッセ近代美術館北、クラッセ北大前、ブルーリーフ宮の森、カレラ 2・9、モジュール南円山 (以上札幌市)、ノースパレス 112 (帯広市)

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
学習塾事業	1,093名 ( 827名)	18名減
スポーツ事業	185名 ( 178名)	35名増
賃貸事業	59名 ( 58名)	2名減
その他事業	17名 ( 5名)	1名増

( ) 内はパート

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名	3名減	37.3歳	13.1年

(注)使用人数には、時間講師、パートタイマー、契約職員等の臨時雇用者を含んでおりません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

- ① 発行可能株式総数 47,600,000 株
- ② 発行済株式の総数 20,031,000 株 (自己株式 50,913 株を含む)
- ③ 株主数 3,532 名
- ④ 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 平 井 興 産	7,425,544 株	37.0%
平 井 睦 雄	2,975,720	14.8
浜 興 産 株 式 会 社	710,000	3.5
ステート ストリート バンク アント` トラスト カンパニー	670,959	3.3
平 井 純 子	600,032	3.0
平 井 将 浩	596,216	3.0
進 学 会 職 員 持 株 会	449,418	2.2
Black Clover Limited	348,100	1.7
ステート ストリート バンク アント` トラスト カンパニー 505012	270,000	1.3
株 式 会 社 北 洋 銀 行	250,630	1.3

(注) 持株比率は自己株式 (50,913 株) を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状 況

### ① 取締役の状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	平井 睦雄	株式会社ホクシエンタープライズ 代表取締役会長 株式会社ノースパレス代表取締役社長 株式会社プログレス代表取締役 株式会社進学会総研代表取締役
取 締 役	松 田 啓	執行役員社長 管理本部長 株式会社ホクシエンタープライズ 取締役社長
常 務 取 締 役	是 津 智 己	総務部長
常 務 取 締 役	平 井 崇 浩	塾長
常 務 取 締 役	平 井 将 浩	情報システム部長
取 締 役 監査等委員 (常勤)	柴 田 義 之	株式会社ホクシエンタープライズ 監査役 株式会社ノースパレス 監査役
取 締 役 監査等委員 (社外)	引 野 講 二	KKR 札幌医療センター医師
取 締 役 監査等委員 (社外)	佐 久 間 一 郎	社会医療法人社団カスサポ ロ北光記念クリニック所長

(注) 取締役引野講二氏及び佐久間一郎氏は社外取締役 (監査等委員) であります。

### ② 取締役の報酬等の総額

#### 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	5 名	57 百万円
取締役 監査等委員 (うち社外役員)	3 名 (2 名)	10 百万円 (4 百万円)
合 計 (うち社外役員)	8 名 (2 名)	67 百万円 (4 百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 41 回定時株主総会において、年額 300 百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。  
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 41 回定時株主総会において、年額 30 百万円以内と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当ありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当ありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 引野講二	当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち 15 回に出席し、監査等委員会 12 回のうち 12 回に出席致しました。取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性、及び経営効率化に対する考え方など適宜助言・発言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の会計処理並びに内部監査について適宜発言を行っております。
取締役 佐久間一郎	当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち 15 回に出席し、監査等委員会 12 回のうち 12 回に出席致しました。取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性、及び経営効率化に対する考え方など適宜助言・発言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の会計処理並びに内部監査について適宜発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
・ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16 百万円
・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案致します。

## (4) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、内部統制システムの構築及び法令・定款遵守の体制の確立に努め、企業統治の強化を図るものとする。

当社は、遵守すべき基本的なルールとして「進学会グループ企業倫理規程」を制定しており、取締役及び使用人が高い倫理観に基づいて行動することを求めている。

また、当社はコンプライアンス管理規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置しており、法令遵守の意識が組織全体に行きわたるための施策を実施し、事件・事故の回避に向けた具体策を指導するものとする。

取締役会は、コンプライアンス委員会から毎月定例的に状況報告を受け、方針・施策の確認と翌月以降の注意点の確認を行う。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、社内規程及び各種マニュアルに基づき、取締役の業務執行に係る情報・文書等の保存を行う。

情報管理については、情報安全対策基準（セキュリティポリシー）及び文書取扱規程の定めにより対応する。

取締役又は監査等委員が求めたときは、いつでも当該情報を閲覧できる体制を整備する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を制定するとともに、リスク管理委員会を設置し、経営リスクによる損失の危険の管理に対応する。

リスク管理委員会は、年度経営計画策定に当たって、各部署から経営を取り巻く環境及び経営資源上のリスク等の情報収集を行い、関係部署に対して適切な対応策の策定を指示する。

また、リスク管理委員会は、原則、半期に一度見直しを行い、対応策の進捗状況チェックと適切な指導を行い、リスク評価結果を取締役に報告し承認を得る。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程において責任者及びその責任や執行手続等を制定し、各取締役に業務執行を行わせる。

取締役は、毎月定例的に取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定決議事項や経営方針に関する重要事項の決定並びに取締役会の業務執行状況の監督等を行う。

経営計画の全社的な徹底を図るため、毎月役員及び部室長による経営会議を開き、より実践的な活動計画と活動結果の確認を行う。

業務遂行面においては、全社的な目標として経営計画及び予算を策定し、各部門においてはそれを受けて各部運営計画並びに活動具体策を作成し、各部門担当役員による定期的な進捗チェックを受けながら実行する。

執行役員制度を導入し、取締役による業務の意思決定及び監督機能と執行役員による業務執行機能を分離し、取締役の職務遂行機能を強化している。

#### ⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、より高い倫理観を持った企業活動を通じ、強い信頼を得る企業風土を築くために、「進学会グループ企業倫理規程」を制定し、企業倫理の確立をめざす。

また、クリーン・ライン制度（内部通報制度）により企業倫理のモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。

#### ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループとしての力を有効に発揮するため、当社取締役又は担当部門責任者がグループ各社の取締役又は監査役に就任する。

関係会社の経営については、関係会社の部門責任者と関係会社担当の当社役員が出席する関係会社経営会議を毎月開き、事業内容の報告・確認を行う。

#### ⑦ 取締役監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、内部監査部門に所属する使用人の中から監査等委員と取締役が協議の上、選任する。指名された内部監査部門の使用人は監査等委員の指示に従いその職務を行う。

#### ⑧ 取締役監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役監査等委員の職務を補助すべき使用人は、監査等委員又は監査等委員会の職権に服すると同時に各取締役から独立した存在とし、経済的及び精神的に不当な取扱を受けないことを保証するものとする。

#### ⑨ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他監査等委員への報告に関する体制

各取締役及び使用人が、その職務の執行に当たり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査等委員又は監査等委員会にその内容を報告することができる。

また、監査等委員又は監査等委員会から要請があった場合は、必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- ・ 会社に重大な損害を与える恐れがある事項
- ・ 法令及び定款に違反する行為又は社会通念上の不当な行為
- ・ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ クリーン・ライン制度（内部通報制度）の運用及び通報の内容
- ・ 内部統制システムの整備・運用状況
- ・ その他、監査等委員又は監査等委員会が必要と判断した事項

#### ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員監査の実施に関して、監査環境の整備、監査等委員の独立性の確保、内部統制システムの充実、代表取締役との定期的な意見交換、会計監査人・内部監査人との定期的な意見交換を図るよう努力し、監査等委員監査が実効的に行われる体制を確保するために協力するものとする。

#### ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たないものとする。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携して、反社会的勢力を断固排除するものとする。

### 2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は、取締役5名で構成し、監査等委員3名も出席し、取締役の職務執行を監督した。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行した。

子会社については、関係会社管理規程に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めた。

コンプライアンス面では、コンプライアンス委員会を毎月開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議し、必要に応じてコンプライアンス態勢を見直した。また、リスク管理面ではリスク管理委員会を半期に一度開催し、当社グループのリスク評価を行い、取締役会へ報告し、リスクの管理・低減に努めた。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、塾部門各地域本部・スポーツ事業部門各店舗・子会社各事業部を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員に報告した。

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、四半期に一度の定例監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行った。また、取締役会に出席した他、取締役及び執行役員その他使用人との対話を行い、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況

を監査した。

常勤監査等委員は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べた。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,637,925</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,285,641</b>
現金及び預金	9,531,860	支払手形及び買掛金	80,102
受取手形及び営業未収入金	79,587	未払金	353,379
有価証券	4,606,482	未払法人税等	308,096
商品及び製品	5,688	未払費用	184,199
仕掛品	3,576	前受金	348,086
原材料及び貯蔵品	25,911	その他	11,778
繰延税金資産	59,706	<b>固定負債</b>	<b>591,248</b>
未収消費税等	199,736	繰延税金負債	59,134
その他	127,333	役員退職慰労引当金	274,684
貸倒引当金	△1,957	資産除去債務	215,183
<b>固定資産</b>	<b>15,006,792</b>	その他	42,246
<b>有形固定資産</b>	<b>9,908,857</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,876,890</b>
建物及び構築物	6,208,097	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	49,863	<b>株主資本</b>	<b>27,595,977</b>
土地	3,582,219	資本金	3,984,100
その他	68,677	資本剰余金	3,344,000
<b>無形固定資産</b>	<b>23,194</b>	利益剰余金	20,313,446
その他	23,194	自己株式	△45,568
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,074,739</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>171,849</b>
投資有価証券	4,526,865	その他有価証券評価差額金	114,092
繰延税金資産	1,562	退職給付に係る調整累計額	57,757
敷金及び保証金	301,696	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>27,767,827</b>
退職給付に係る資産	80,429	<b>負債・純資産合計</b>	<b>29,644,717</b>
その他	164,185		
<b>資 産 合 計</b>	<b>29,644,717</b>		

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,122,178
売上原価		4,897,456
売上総利益		1,224,722
販売費及び一般管理費		1,129,155
営業利益		95,566
営業外収益		
受取利息及び配当金	196,213	
有価証券売却益	357,604	
その他	34,813	588,631
営業外費用		
支払利息	2,659	
為替差損	9,284	
その他	1,295	13,239
経常利益		670,957
特別利益		
移転補償金	4,089	4,089
特別損失		
固定資産除却損	23,311	
減損損失	7,134	30,445
税金等調整前当期純利益		644,602
法人税、住民税及び事業税	314,767	
法人税等調整額	24,449	339,216
当期純利益		305,385
親会社株主に帰属する当期純利益		305,385

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,984,100	3,344,000	20,607,464	△45,535	27,890,029
当期変動額					
剰余金の配当			△599,404		△599,404
親会社株主に帰属する当期純利益			305,385		305,385
自己株式の取得				△33	△33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△294,018	△33	△294,051
当期末残高	3,984,100	3,344,000	20,313,446	△45,568	27,595,977

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△162,782	—	34,712	△128,070	27,761,959
当期変動額					
剰余金の配当					△599,404
親会社株主に帰属する当期純利益					305,385
自己株式の取得					△33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	276,874	—	23,045	299,920	299,920
当期変動額合計	276,874	—	23,045	299,920	5,868
当期末残高	114,092	—	57,757	171,849	27,767,827

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の範囲に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	4社 全ての子会社を連結しております。
連結子会社の名称	株式会社 ホクシンエンタープライズ 株式会社 ノースパレス 株式会社 プログレス 株式会社 進学会総研

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法非適用会社の数	1社
持分法非適用会社の名称	株式会社 浜進学会 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結の範囲の変更に関する注記

株式会社進学会総研は、平成28年7月設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

- i) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - イ. 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定しております。)
  - ロ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。

ハ. その他有価証券 ・ 時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(売却原価は、移動平均法により算定し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。)なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。
・ 時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。
ii) デリバティブの評価基準及び評価方法 デリバティブ	時価法によっております。
iii) たな卸資産の評価基準及び評価方法	
・ 商 品	主として個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。
・ 仕掛品	総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。
・ 貯蔵品	移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。
② 固定資産の減価償却の方法	
イ. 有形固定資産	定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物    10～47年
ロ. 無形固定資産	定額法によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### ③ 引当金の計上基準

#### イ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ロ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### イ. 収益及び費用の計上基準

入会要領に基づいて、会員より受け入れた授業料収入（塾部門における教材費、テスト代及びスポーツ事業部門における年会費を含む）は、在籍期間に対応して、また、入会金は入会月の収益として売上高に計上しております。

#### ロ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

#### ニ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表記しておりました「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未収消費税等」は323千円であります。

### 4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	建物及び構築物	6,416,280千円
	機械装置及び運搬具	530,405千円
	その他	921,099千円

### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	20,031	—	—	20,031

(2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 第41回定時株主総会	普通株式	599,404	30	平成28年3月31日	平成28年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

・配当金の総額	299,701千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	15円
・基準日	平成29年3月31日
・効力発生日	平成29年6月29日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは必要な資金を主に自己資金で賄っており、余資については、ポートフォリオの観点から株式と債券に分散し、期間も長短に分けて運用しております。デリバティブも利用しておりますが、一定の範囲を限度とした上で利回りの向上を図るために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが未締め翌々月 10 日払いであります。

当社グループが利用しているデリバティブを組み込んだ複合金融商品は、金融商品の時価により組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性を有しております。なお、取引相手先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約不履行によるリスクはないものと判断しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を格付けの高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っており、月次の取引実績は取締役会に報告しております。

##### iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、設備資金及び運転資金を主に自己資金で賄っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9,531,860	9,531,860	—
(2) 有価証券及び投資有価証券	8,738,333	8,886,600	148,266
資産計	18,270,194	18,418,461	148,266
デリバティブ取引 ※1	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

※1 複合金融商品の組込デリバティブについては有価証券及び投資有価証券に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	395,013

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、北海道札幌市その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸マンションを所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度 末の時価 (千円)
	当連結会計年度 期 首 残 高	当連結会計年度 増 減 額	当連結会計年度 期 末 残 高	
賃貸等不動産	737,652	3,693,813	4,431,466	4,449,769

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は新規取得 (3,742,356 千円) に

よるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、固定資産税評価額、路線価等の指標に基づく時価であります。ただし、期中に取得した物件については、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

また、賃貸等不動産に関する平成29年3月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収入 (千円)	賃貸費用 (千円)	差 額 (千円)	その他（売却損 益等）(千円)
賃貸等不動産	237,093	182,820	54,273	—

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,389円78銭
1株当たり当期純利益	15円28銭

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、平成29年10月2日を効力発生日とする単独新設分割（以下、「本新設分割」といいます。）により、持株会社体制に移行することを決議いたしました。併せて、持株会社への移行に伴う「商号の変更」及び「定款の一部変更」を決議いたしました。

なお、本件につきましては、平成29年6月28日開催予定の第42回定時株主総会の承認が得られたことを条件に実施するものであります。

##### 1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、創業以来これまで40余年にわたり学習塾事業を全国展開してまいりました。

また、昭和62年からはスポーツクラブを開設し、現在は子会社として物品販売会社・賃貸物件管理会社・資金運用会社などを傘下におき幅広く事業展開を行っております。

これらの事業戦略遂行を加速し、当社グループが持続的に成長し収益力を向上させていくためには、積極的に事業提携を活用することにより、学習塾事業を核にシナジーを有する事業などへの進出を図り、次なる事業の柱を育てていく必要があると考えております。

その取り組みの一環として下記の目的の下に持株会社体制へ移行し、グループ全体の企業価値の最大化を図ってまいりたいと考えております。

なお、新設会社につきましては、当社の完全子会社として、従来どおり、学習塾事業およびスポーツ事業を展開してまいります。

##### (1) グループ戦略機能の強化と経営資源の最適配分

持株会社体制への移行により、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化させ、グループ全体の経営

戦略立案機能を強化するとともに、グループ経営資源の最適配分を図り、グループ全体の企業価値向上を目指します。

(2) 事業提携等の戦略的推進

持株会社は学習塾事業とシナジーを有する企業との事業提携等を推進し、一層の業容拡大とシナジーの極大化を目指します。

(3) 各事業会社の成長

各事業会社においては、市場環境の変化に対応した迅速な意思決定を行うことにより、その成長を図るとともに、各事業会社が魅力あふれる会社となることを目指します。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

新設分割計画書の承認取締役会 平成29年 5月10日

新設分割計画書の承認株主総会 平成29年 6月28日（予定）

新設分割の期日 平成29年10月 2日（予定）

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設する「株式会社進学会」を承継会社とする新設分割の方法によります。

(注) 当社は本件分割期日に持株会社体制へ移行し、「株式会社進学会ホールディングス」へ商号変更予定です。

(3) 会社分割に係る割当の内容

新設分割に際して、新設会社（「株式会社進学会」）が発行する普通株式200株は、すべて分割会社である当社に割当てます。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

当社は新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する当社の資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、「新設分割計画書」の定める範囲において、当社が分割事業に関して有する本新設分割の

効力発生日時点の資産、負債、雇用契約その他の権利義務の一部を承継いたします。

なお、当社から新設会社への債務の承継につきましては、免責的債務引受の方法によるものとします。

#### (7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社は、本新設分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれ、また本新設分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予見されておりません。従って、本新設分割後も当社及び新設会社の負担すべき債務の履行の見込みは問題ないものと判断しております。

### 3. 分割当事会社の概要

	分割会社（平成29年3月31日現在）	新設会社（平成29年10月2日設立予定）
商号	株式会社進学会 ※平成29年10月2日付で株式会社進学会ホールディングスに商号変更予定	株式会社進学会
事業内容	学習塾、スポーツクラブの経営 教育ソフトの開発販売 収益物件の賃貸事業	学習塾、スポーツクラブの経営 学校用教育ソフトの開発販売
設立年月日	昭和51年 6月17日	平成29年10月 2日（予定）
本店所在地	札幌市白石区本郷通一丁目北1番15号	札幌市白石区本郷通一丁目北1番15号
代表者	代表取締役会長 平井 睦雄	代表取締役会長 平井 睦雄
資本金(百万円)	3,984	10
発行済み株式数	20,031,000 株	200 株
決算期	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	有限会社平井興産 37.0% 平井睦雄 14.8%	株式会社進学会ホールディングス 100%

### 4. 分割する事業部門の概要

#### (1) 分割する部門の事業内容

学習塾事業及びスポーツクラブの経営事業

#### (2) 分割する部門の経営成績（平成29年3月期）

	分割事業実績(a)	当社実績(b)	比率(a/b)
売上高（百万円）	4,823	5,055	95.4%

#### (3) 分割する資産・負債の項目および金額

分割会社の学習塾事業及びスポーツクラブの経営事業に属する資産、負債を新設会社に承継いたします。

なお、金額については、現時点では確定しておりません。

(4) 本新設分割後の状況

	分割会社	新設会社
商号	株式会社進学会ホールディングス	株式会社進学会
主たる事業	グループの戦略立案及び企業価値向上を目指す業務全般 収益物件の賃貸事業	学習塾、スポーツクラブの経営 学校用教育ソフトの開発販売
本店所在地	札幌市白石区本郷通一丁目北1番15号	札幌市白石区本郷通一丁目北1番15号
代表者	代表取締役会長 平井 睦雄	代表取締役会長 平井 睦雄
資本金（百万円）	3,984	10
決算期	3月31日	3月31日

5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理します。

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>13,384,565</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,181,409</b>
現金及び預金	5,907,165	買掛金	40,530
営業未収入金	39,078	未払金	278,770
有価証券	115	未払費用	161,227
商品及び製品	5,688	未払法人税等	279,116
仕掛品	3,576	前受金	349,527
原材料及び貯蔵品	20,575	その他	72,237
前払費用	75,028	<b>固定負債</b>	<b>546,106</b>
繰延税金資産	53,274	役員退職慰勞引当金	267,455
未収消費税等	199,736	退職給付引当金	5,067
関係会社貸付金	7,000,000	資産除去債務	215,183
その他	82,317	繰延税金負債	32,039
貸倒引当金	△1,989	その他	26,361
<b>固定資産</b>	<b>15,710,954</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,727,516</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,801,700</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物	6,095,247	<b>株主資本</b>	<b>27,259,535</b>
構築物	34,924	資本金	3,984,100
機械及び装置	5,566	資本剰余金	3,344,000
車両運搬具	35,888	資本準備金	3,344,000
工具器具及び備品	65,846	利益剰余金	19,977,003
土地	3,564,227	利益準備金	358,000
<b>無形固定資産</b>	<b>22,553</b>	その他利益剰余金	19,619,003
その他	22,553	別途積立金	15,607,500
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,886,700</b>	繰越利益剰余金	4,011,503
投資有価証券	4,453,515	<b>自己株式</b>	<b>△45,568</b>
関係会社株式	978,643	<b>評価・換算差額等</b>	<b>108,468</b>
敷金及び保証金	296,014	その他有価証券評価差額金	108,468
その他	158,526	<b>純資産合計</b>	<b>27,368,004</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,095,520</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>29,095,520</b>

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 損 益 計 算 書

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,055,937
売上原価		3,888,846
売上総利益		1,167,091
販売費及び一般管理費		1,118,387
営業利益		48,703
営業外収益		
受取利息及び配当金	201,438	
有価証券売却益	357,604	
その他	42,611	601,654
営業外費用		
支払利息	1,010	
為替差損	9,284	
その他	1,295	11,590
経常利益		638,767
特別利益		
移転補償金	4,089	4,089
特別損失		
固定資産除却損	23,324	
関係会社株式評価損	97,327	
減損損失	7,134	127,786
税引前当期純利益		515,071
法人税、住民税及び事業税	269,638	
法人税等調整額	23,702	293,341
当期純利益		221,730

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成 28 年 4 月 1 日 残高	3,984,100	3,344,000	3,344,000	358,000	15,607,500	4,389,178	20,354,678	△45,535	27,637,242
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△599,404	△599,404		△599,404
当期純利益						221,730	221,730		221,730
自己株式の取得								△33	△33
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△377,674	△377,674	△33	△377,707
平成 29 年 3 月 31 日 残高	3,984,100	3,344,000	3,344,000	358,000	15,607,500	4,011,503	19,977,003	△45,568	27,259,535

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 28 年 4 月 1 日 残高	△165,981	△165,981	27,471,261
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△599,404
当期純利益			221,730
自己株式の取得			△33
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	274,449	274,449	274,449
事業年度中の変動額合計	274,449	274,449	△103,257
平成 29 年 3 月 31 日 残高	108,468	108,468	27,368,004

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ①満期保有目的の債券         | 償却原価法（定額法）によっております。   |
| ②子会社株式及び関連会社株式     | 移動平均法による原価法によっております。  |
| ③その他有価証券           |   |
| ・時価のあるもの           | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。<br>（売却原価は、移動平均法により算定し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。）<br>なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。 |
| ・時価のないもの           | 移動平均法による原価法によっております。  |
| ④デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法によっております。  |
| ⑤たな卸資産の評価基準及び評価方法  |   |
| ・商品                | 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。  |
| ・仕掛品               | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。   |
| ・貯蔵品               | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。  |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |         |  |
|---------|--|
| ①有形固定資産 | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物及び構築物                      10～47年 |
| ②無形固定資産 | 定額法によっております。<br>ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  |

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付見込額及び年金資産残高に基づき必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

入会要領に基づいて、会員より受け入れた授業料収入（塾部門における教材費、テスト代及びスポーツ事業部門における年会費を含む）は、在籍期間に対応して、また、入会金は入会月の収益として売上高に計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

③退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

## 3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	建物	6,125,594 千円
	構築物	285,399 千円
	機械及び装置	344,621 千円
	車両運搬具	137,941 千円
	工具器具及び備品	925,568 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権	38,002 千円
	短期金銭債務	128,122 千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	97,952 千円
	売上原価・販売費及び一般管理費	469,683 千円
営業取引以外の取引による取引高	営業外収益	15,170 千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	50,853	60	—	50,913

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産、繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	81,386千円
退職給付引当金	1,540千円
有価証券評価損	103,980千円
未払賞与	23,411千円
資産除去債務	65,449千円
減損損失	308,298千円
その他	52,287千円
繰延税金資産小計	636,354千円
評価性引当額	△552,789千円
繰延税金資産合計	83,565千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△21,806千円
有価証券評価差額金	△40,524千円
繰延税金負債合計	△62,330千円
繰延税金資産の純額	21,234千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	(株)進学会 総研	所有 100.0%	資金の貸付	資金の貸付(注1)	7,000,000	関係会社貸付金	7,000,000
				利息の受取(注1)	6,246	未収収益	6,246

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,369円76銭
1株当たり当期純利益	11円10銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 29 日

株式会社 進 学 会  
取 締 役 会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	篠 河 清 彦 印
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	藤 森 允 浩 印

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社進学会の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社進学会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 29 日

株式会社 進 学 会  
取 締 役 会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	篠河 清彦 印
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤森 允浩 印

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社進学会の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 42 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、単独新設分割により持株会社体制に移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 42 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 6 月 1 日

株式会社進学会 監査等委員会

監査等委員（常勤） 柴田 義之 印

監査等委員（社外） 引野 講二 印

監査等委員（社外） 佐久間一郎 印

(注) 監査等委員引野講二及び佐久間一郎は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める監査等委員（社外）であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案致しまして、以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき金15円00銭（普通配当 15円）  
総額 299,701,305 円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成29年6月29日

### 第2号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社は、創業以来これまで40余年にわたり学習塾事業を全国展開してまいりました。

また、昭和62年にはスポーツクラブを開設し、現在は子会社として物品販売会社・不動産管理会社・資金運用会社などを傘下におき幅広く事業展開を行っております。

これらの事業戦略遂行を加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域における環境変化への対応力を高めるとともに、グループ最適の視点での戦略の立案及び意思決定を迅速化し、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社制への移行を決断することといたしました。

当社が持株会社制への移行を決断する具体的な目的は、次のとおりです。

#### (1) グループ戦略機能の強化と経営資源の最適配分

持株会社体制への移行により、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化させ、当社グループ全体の経営効率向上の実現を目指します。持株会社は、グループ各社による柔軟な組織運営を維持しつつ、グループ全体の経営戦略立案機能を強化するとともに、グループ経営資源の最適配分を図ります。

#### (2) 事業提携等の戦略的推進

持株会社は学習塾事業とシナジーを有する企業との事業提携等を積極的に推進することにより、学習塾事業を核に付随する事業などへの進出を図り、一層の業容拡大や次なる事業の柱を育てることによりシナジーの極大化を目指します。

(3)各事業会社の自律的経営による効率経営の実現

グループ各社に権限と責任を委譲することにより採算性を明確化し、市場環境の変化に対応してより一層の顧客サービス向上とコスト最適化を図ることで、グループ収益の最大化を目指します。

以上の施策を推進するため、当社が学習塾事業、スポーツ事業およびこれらに付帯する事業に関して有する権利義務を「株式会社進学会」に継承する新設分割を行い、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。

## 2. 新設分割計画の内容の概要

### 新設分割計画書(写)

株式会社進学会（以下「当社」という。なお、平成29年10月2日をもって商号を「株式会社進学会ホールディングス」に変更予定）は、当社の学習塾事業及びスポーツ事業（以下「分割事業」という。）を新たに設立する株式会社進学会（以下「新設会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「本件分割」という。）を行い、次のとおり新設分割計画書（以下「本分割計画書」という。）を作成する。

#### 第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

#### 第2条（新設分割に際して交付する株式等）

新設会社は、本件分割に際して普通株式200株を発行し、その全部を、当社に交付する。

#### 第3条（新設会社の資本金及び準備金等）

新設会社の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。ただし、新設会社の分割効力発生日における当社の資産及び負債の状態により、これを変更することができる。

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額      | 10百万円                                   |
| (2) 資本準備金の額    | 0円                                      |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額 |

#### 第4条（新設会社の設立時取締役、設立時監査役）

1. 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。

代表取締役会長	平井 睦雄
取締役執行役員社長	松田 啓
常務取締役	是津 智己
常務取締役	平井 将浩

2. 新設会社の設立時監査役は次のとおりとする。

監査役（常勤）	柴田 義之
---------	-------

#### 第5条（承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務）

1. 新設会社は、本件分割に際し、当社から別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）を承継する。
2. 前項にかかわらず、資産、負債又は権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
3. 第1項の規定による当社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

#### 第6条（会社分割の効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割効力発生日」という。）は、平成29年10月2日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

#### 第7条（競業禁止義務）

当社は、分割効力発生日以降においても、分割事業に関し、競業禁止義務を負わない。

#### 第8条（条件変更及び中止）

本分割計画書作成後、分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状況、経営状態又は本権利義務に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的達成が困難となった場合には、当社は本分割計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

#### 第9条（本分割計画書の効力）

本分割計画書は、当社の第42回定時株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

#### 第10条（規定外事項）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成29年6月9日

札幌市白石区本郷通一丁目北1番15号  
株式会社進学会  
代表取締役 平井 睦雄

(ご参考)

### 持株会社移行後のグループ体制の概要

- (1) ㈱進学会を㈱進学会ホールディングスに商号変更し上場を維持。
- (2) 学習塾及びスポーツ事業を主体として運営する事業会社として㈱進学会を新設。
- (3) 新設した㈱進学会及び既存の各事業会社4社の計5社を㈱進学会ホールディングスの完全子会社として傘下におく。

( 現 在 )

(株)進学会

持株会社に移行 上場を維持

(平成29年10月2日に移行)

(株)進学会ホールディングス

— (株)進学会  
(新設 100%子会社)

— (株)ホクシンエンタープライズ  
(既存 100%子会社)

— (株)ノースパレス  
(既存 100%子会社)

— (株)プログレス  
(既存 100%子会社)

— (株)進学会総研  
(既存 100%子会社)

株式会社進学会定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社進学会と称し、英文ではSHINGAKUKAI CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 学習指導並びに進学指導
2. 学習塾等のフランチャイズ事業並びにコンサルティング業務
3. 幼稚園、保育所、託児所、学童保育所の経営
4. 国家試験資格・検定取得のための受験指導
5. 企業の経営、管理及び株式上場に関するコンサルティング業務
6. 企業研修・人材派遣及び人材育成のための教育事業とこれらに関する業務
7. 企業、団体及び個人向けのイベント、研修会、講習会などの各種教育事業に関する企画、立案、制作、運営並びにコンサルティング業務
8. 広告宣伝の企画、制作及び広告代理業務
9. 損害保険代理及び生命保険の募集に関する業務
10. M&A（企業の提携・合併・買収）の仲介及びコンサルティング業務、中小企業の経営合理化に資するための教育、指導、斡旋に関する業務
11. インターネット、カタログ等による通信販売業務及び関連商品の輸出入業務
12. インターネット、その他通信ネットワークを利用した各種情報の配信に関する業務
13. 電子計算機による計算並びに業務調査、情報処理サービス業及び情報提供サービス業とそれらの代行事業、関係事業
14. 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、医薬品、医薬部外品、医療器具、健康器具、健康食品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売並びにこれに関する物品の製造、加工、卸売及び輸出入業務
15. 語学教室及びカルチャースクール等知識・技能の習得に関する業務、教材販売及び印刷出版業、並びに関連事業のフランチャイズ業務及びコンサルティング業務
16. スポーツ施設の設置・管理・運営に関する事業及び各種スポーツ教室の企画・運営・コンサルティング業務
17. ホテル・旅館・研修所等の宿泊施設、飲食店及び温泉施設の経営
18. 介護サービス事業、サービス付き高齢者向け住宅の運営業務
19. 老人ホーム、療養施設の経営及び賃貸並びに介護保険法に基づく居宅介護支援事業
20. 不動産の取得、売却、管理、賃貸及び仲介事業
21. コンピュータソフトウェアの開発並びに販売
22. 印刷、製版、出版、電子出版及び写真撮影の業務並びに出版物の販売業務

23. 映画、映像ソフト及び音声ソフトの企画、制作、取得、管理及び販売
24. 結婚相談、冠婚葬祭に関する情報の提供及び仲介斡旋並びにその他ブライダル関連事業
25. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を札幌市白石区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条  
当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第10条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって行うことができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第12条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(株式取扱規則)

第14条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第15条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

② 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(招集)

第16条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。

② 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。

③ 株主総会の日時及び決議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

② 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

第19条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

② 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役の1名がこれに当たる。

(参考書類等のインターネット開示)

第20条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結決算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 当社の取締役の選任決議については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付役員)

第24条 当社は、取締役会の決議により取締役の中から代表取締役を選任することができる。また取締役相談役、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選任することができる。

(顧問及び相談役)

第25条 当会社に取締役会の決議により相談役又は顧問を若干名置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

② 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役の1名がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は3名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に、会社法第454条第5項による中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当又は中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払の剰余金の配当については利息を支払わない。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立から平成30年3月31日までとする。

(設立時の取締役及び監査役)

第41条 当会社の設立時の取締役並びに監査役は、次のとおりとする。

代表取締役会長	平井 睦雄
取締役執行役員社長	松田 啓
常務取締役	是津 智己
常務取締役	平井 将浩
監査役（常勤）	柴田 義之

(附則の削除)

第42条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時を以って前2条及び本条を削除する。

本定款は、株式会社進学会が新設分割して当会社を設立するにつき作成したものであって、会社分割の効力が生じた日からこれを施行する。

別紙2

承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、効力発生日における当社の分割事業に属する次に記載する資産、負債、雇用契約、その他の権利義務を当社より承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成29年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における分割事業に係る以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、営業債権、その他分割事業に係る流動資産

(2) 固定資産

造作、敷金、その他分割事業に係る固定資産

2. 承継する債務

効力発生日における分割事業に係る以下の債務

(1) 流動負債

営業債務、その他分割事業に係る流動負債

(2) 固定負債

人的債務、その他分割事業に係る固定負債

3. 承継する雇用契約

分割事業に従事する従業員(契約社員、派遣社員、出向社員を含む)のうち、効力発生日において在籍しているものについては、新設会社が引継ぎ、以降新設会社の従業員として雇用する。当社における勤続年数は、新設会社において通算する。

4. 承継する契約関係

分割事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他分割事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、契約上承継できないもの及び当社が引き続き保有する必要があるものを除く。

5. 許認可等

分割事業に属する許認可、承認、登録、届出等のうち、新設会社へ法令上承継が可能なもの。

以上

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は平成29年10月2日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、商号及び目的の変更を行うものであります。

(2) 語句訂正その他所要の変更及び一部の追加並びに附則の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
<p>第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は株式会社進学会と称し、英文ではSHINGAKUKAI CO., LTD. と表示する。 (目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 学習指導並びに進学指導。 2. <u>幼稚園、保育所、託児所の経営。</u></p> <p>3. 外国語の会話指導。 4. 国家試験資格取得受験指導。 5. <u>書籍の販売及び印刷出版業。</u></p> <p>6. <u>広告代理店業務。</u> 7. <u>中小企業の経営合理化に資するための教育、指導、斡旋に関する業務。</u> 8. 電子計算機による計算並びに業務調査コンサルティング。</p>	<p>第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は株式会社進学会ホールディングスと称し、英文ではSHINGAKUKAI HOLDINGS CO., LTD. と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>1. 学習指導並びに進学指導。 2. <u>幼稚園、保育所、託児所の経営並びにこれらに関するコンサルティング業務。</u></p> <p>3. 外国語の会話指導。 4. 国家試験資格取得受験指導。</p> <p>5. <u>コンピューター教育の受託。</u> 6. <u>学習塾、語学教室及びカルチャースクール等知識・技能の習得に関する事業のフランチャイズ業務及びコンサルティング業務。</u> 7. <u>広告宣伝の企画、制作業務及び広告代理店業務。</u></p> <p>8. 電子計算機による計算並びに業務調査コンサルティング。</p>

- 9. 損害保険代理及び生命保険の募集に関する業務。
- 10. 飲食店、喫茶店の経営。
- 11. 不動産の売買、斡旋、賃貸借、管理。
- 12. 文化教室、スポーツ教室、スポーツ施設及び展示会場の経営。
- 13. コンピューター及び周辺機器の販売。
- 14. コンピューターソフトウェアの開発並びに販売。
- 15. 前各号に伴う事務用品、事務用機器の販売。
- 16. 前各号に附帯する一切の業務。

(以下新設又は修正)

- 9. 損害保険代理及び生命保険の募集に関する業務。
- 10. 飲食店、喫茶店、ホテル・旅館、温泉施設、プレイガイドの経営。
- 11. 文化教室、スポーツ教室、スポーツ施設及び展示会場の設置・管理・運営に関する事業及び各種スポーツ教室の企画・運営・コンサルティング業務。
- 12. コンピューター及び周辺機器の販売。
- 13. コンピューターソフトウェアの開発並びに販売。
- 14. 書籍、雑誌、教科書、教材品の印刷、電子出版、録音及び販売。
- 15. 各種製版、印刷、製本加工、写真撮影並びにその製品の販売。
- 16. 事務用機械器具、医療用機械器具、電子応用機械器具並びに関連諸用品の販売。
- 17. 衣料品、食料品、日用品雑貨、電気製品、通信機器、家具、什器、自動車用品、スポーツ用品、医薬品、医薬部外品、医療器具、健康器具、健康食品、化粧品、装飾品雑貨の小売、製造、加工、卸売及び輸出入業務。
- 18. 動産のリース及び金銭貸付業。
- 19. 不動産の売買、斡旋、賃貸借、管理、仲介並びに鑑定業。
- 20. 建築、営繕の請負及び建築資材の販売。
- 21. 冷房器具の販売及び取付け又は取外しに係る工事の請負。
- 22. ビルメンテナンス業。
- 23. 株式、社債等有価証券及び外国通貨の取得、保有、売却、管理及び運用業務。
- 24. 人材派遣業務。
- 25. 企業、団体及び個人向けのイベント、研修会、講習会などの各種教育事業に関する企画、立

第3条～第39条 (条文省略)	<p>案,制作,運営並びにコンサルティング業務。  <u>26. 企業の経営,管理及び株式上場に関する指導,事務代行及びコンサルティング業務。</u>  <u>27. 企業の提携,合併,買収の仲介及びコンサルティング業務。</u>  <u>28. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業とそれらの代行業業。</u>  <u>29. 介護サービス事業。</u>  <u>30. 老人ホーム,療養施設,サービス付き高齢者向け住宅の経営及び賃貸並びに介護保険法に基づく居宅介護支援事業。</u>  <u>31. 映画,映像ソフト及び音声ソフトの企画,制作,取得,管理及び販売。</u>  <u>32. 結婚相談,冠婚葬祭に関する情報の提供及び仲介斡旋並びにその他ブライダル関連事業。</u>  <u>33. コインランドリーの経営。</u>  <u>34. 道路運送事業。</u>  <u>35. ゴルフ練習場及びゴルフ場の経営。</u>  <u>36. 倉庫業。</u>  <u>37. 前各号に附帯する一切の業務。</u></p>
附則 (新設)	<p><u>②前項に定めるもののほか,当社は前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業並びに関連業務を営むことを目的とする。</u></p> <p><u>③前2項に定めるもののほか,当社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務,資金調達業務,資金運用業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。</u></p> <p>第3条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則  第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更は,平成29年6月28日開催予定の第42回定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が生じることを条件として,当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお,本附則は当該新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社の取締役全員（5名）は、定款第20条の定めにより、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひら い わつ お 平井 睦雄 (昭和24年4月7日生)	昭和47年4月 北大学力増進会代表 昭和51年6月 株式会社北大学力増進会（現株式会社進学会）代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホクシエンタープライズ <sup>®</sup> 代表取締役会長 最終学歴 国立小樽商科大学卒	2,975,720株
2	まつ だ けい 松田 啓 (昭和37年4月4日生)	昭和61年4月 株式会社北大学力増進会（現株式会社進学会）入社 平成23年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 平成27年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長 平成28年6月 当社取締役執行役員社長管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホクシエンタープライズ <sup>®</sup> 取締役社長 最終学歴 北海道大学理学部	18,400株
3	ぜっ つ とも み 是津 智己 (昭和44年8月13日生)	平成4年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役総務部長 平成28年6月 当社常務取締役総務部長（現任） 最終学歴 一橋大学社会学部卒	16,900株
4	ひら い まさ ひろ 平井 将浩 (昭和55年10月28日生)	平成21年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役会長付 平成25年4月 当社取締役社長室長 平成28年6月 当社常務取締役情報システム部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホクシエンタープライズ <sup>®</sup> 専務取締役 最終学歴 北海道大学工学部卒	596,216株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、退任されます取締役平井崇浩氏に対し、当社の定める基準に従い、一定の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ひら い たか ひろ 平 井 崇 浩 (昭和 52 年 6 月 10 日生)	平成 17 年 4 月 当社入社 平成 17 年 6 月 当社常務取締役 平成 21 年 4 月 当社代表取締役社長 平成 28 年 6 月 常務取締役塾長（現在に至る）  最終学歴 東京大学経済学部卒

# 株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区大通西3丁目7番地  
北洋大通センター 18階ホール  
(大通ビッセのビル)

最寄りの駅 ● 地下鉄 南北線又は東西線の『大通駅』  
(北側の地下歩行空間から大通ビッセのビルへ)

